

令和8年度版

大館市新規就農ガイド

《新規就農支援一覧》

大館市産業部農政課

目次

1 新規就農までの流れ

2 農業を始める方法

3 認定制度

- ・ 認定新規就農者制度とは
- ・ 認定新規就農者になるには

4 大館市支援事業一覧

5 経営開始のための支援

- ・ 新規就農者育成総合対策「経営開始資金」 (国)
- ・ 経営発展支援事業 (国)

6 融資支援

- ・ 青年等就農資金 (日本政策金融公庫)

7 その他支援制度

- ・ 稼ぐ園芸経営体応援事業 (県)
- ・ 稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業 (県)
- ・ 6次産業化施設整備緊急支援事業 (県)

8 農地確保

- ・ 農地の確保
- ・ 農地の貸借方法
- ・ 賃借方法の比較

9 就農研修のための支援

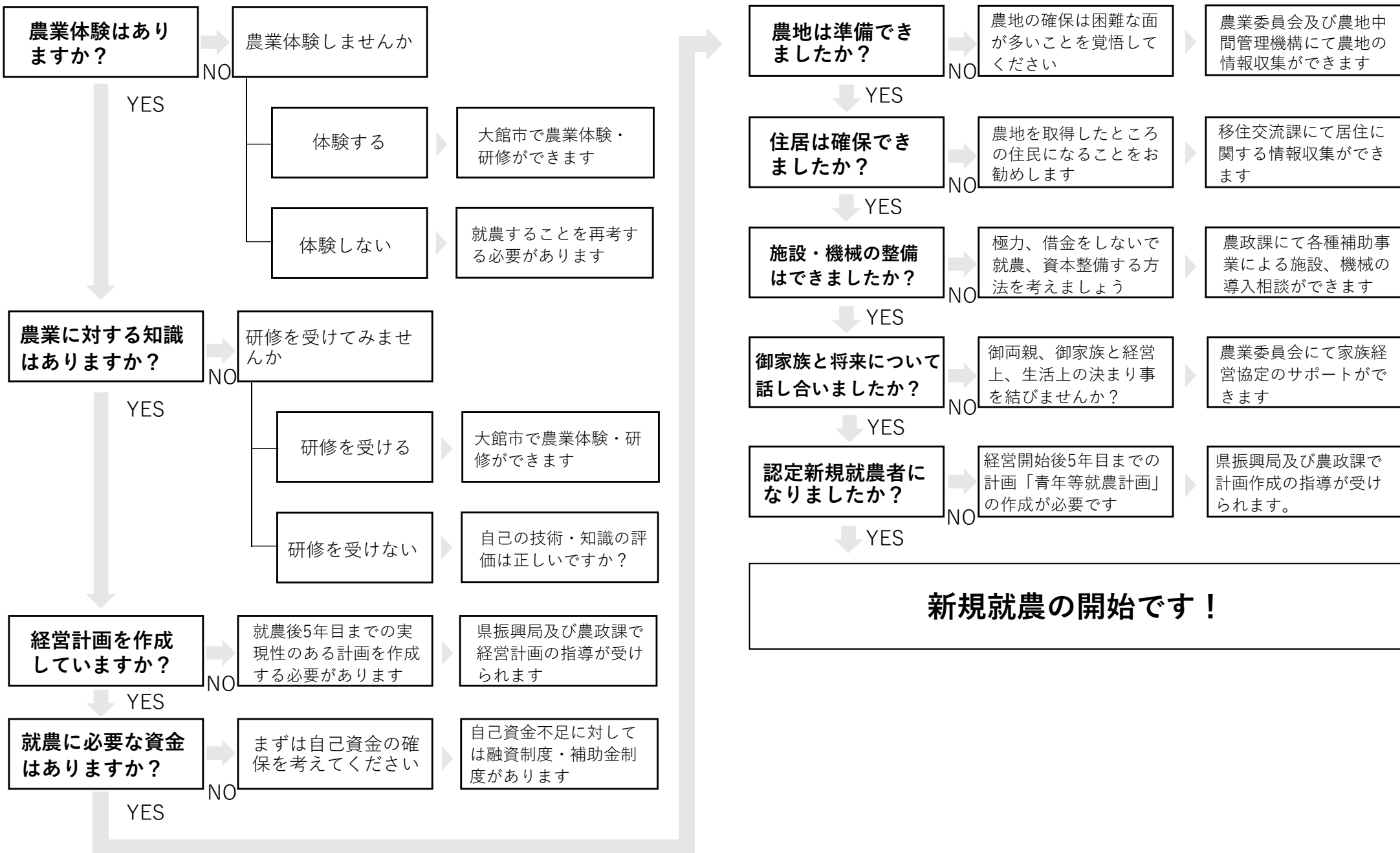
- ・ 新規就農者育成総合対策「就農準備資金」 (国)

10 研修制度

- ・ 県認定の研修機関
(秋田アグリフロンティア育成研修)

11 相談窓口・情報サイト

1 新規就農までの流れ



2 農業を始める方法 ～農業に就く二つの道筋～

①農業法人等へ就職する

雇用就農は事前に農地や開業資金を準備することなく、農業法人等に雇用されれば就農できるメリットがあります。

②新たに経営を始める

独立・自営就農するには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設、⑤住宅の五つの要素の確保が必要です。

これらの要素に対して大館市では様々な支援制度を活用し新規就農者のサポートを行っています。



独立・自営就農する場合、認定新規就農者制度を活用することで様々な支援が受けられます

3 認定制度

認定新規就農者制度

新たに農業経営を始める方が農業経営の基礎を確立しようとする計画（青年等就農計画）を市町村が審査・認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

青年等就農計画

新たに農業経営を営もうとする青年等が自らの農業経営の目標とその達成のための取組内容を記載した「**青年等就農計画**」を大館市に申請し、審査を受ける必要があります。

※ご相談や申請の際は、必ず担当者と事前に日程調整のうえお越しください。

◇ 認定の基準

1. 計画が大館市の基本構想に照らして適切なものであること。
2. 計画の達成される見込みがあること。

◇ 大館市の基本構想の水準（抜粋）

農業経営を開始してから5年後の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり225万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり150日以上、1,200時間程度）の水準を実現できること。

◇ 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等で、農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない、以下に当てはまる方

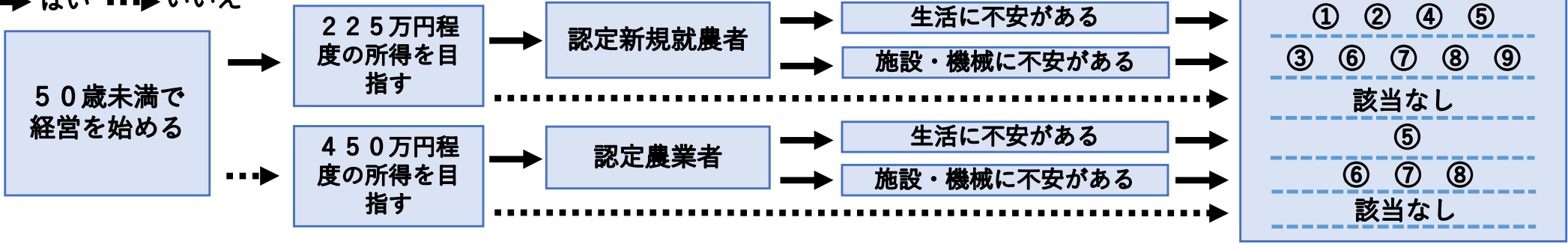
1. 青年（原則18歳以上45歳未満）※経営開始時点の年齢
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）※経営開始時点の年齢
3. 上記の者が役員の過半数を占める法人※登記日における役員の年齢

4 大館市支援事業一覧

区分	番号	事業名	内容	備考
認定新規就農者	①	就農準備資金 (国事業)	農業技術等研修中に、生活費等の資金を交付 (年間最大165万円、最長2年間)	都道府県が認める研修 機関で受けること
	②	経営開始資金 (国事業)	経営を開始して間もない時期の営農資金等を交付 (年間最大165万円、最長3年間)	青年等就農計画の認定 を受けたもの
	③	経営発展支援事業 (国事業)	経営を開始して間もない時期の機械・施設等の導入に係る費用を助成 (上限500万円※「経営開始資金」の交付者は上限250万円)	青年等就農計画の認定 を受けたもの
	④	青年等就農資金 (日本政策金融公庫)	新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械、施設の整備等を支援	青年等就農計画の認定 を受けたもの
認定新規就農者 認定農業者	⑤	ミドル就農者経営確立支援事業(県事業)	経営開始直後の中年層(50歳以上60歳未満)の独立・自営就農者に対して資金を給付 (年間最大120万、最長3年間)	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳以上60歳未満であること
	⑥	稼ぐあきたの園芸経営体応援事業(県事業)	機械・施設等の整備に必要な経費に助成 (税抜事業費の3分の1以内 ※就農定着のうち非農家は2分の1以内)	認定農業者及び認定新規就農者等
	⑦	稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業(県事業)	繁殖雌牛・乳用初妊牛の増頭に対する奨励金。肉用牛の生産拡大・ICT導入による省力化や効率化・比内地鶏の生産・飼料増産の整備等を助成	認定農業者及び新規就農者等
	⑧	6次産業化施設整備緊急支援事業(県事業)	農林畜産物の加工・流通・販売などの取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費に助成(税抜事業費の3分の1以内)	事業実施計画の承認を受けたもの

簡易フロー例

→ はい ...→ いいえ



5 経営開始のための支援

新規就農者育成総合対策「経営開始資金」（国事業）

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付します。

【交付対象者】 農業を始めてから経営が安定するまでのかたで、要件を全て満たすもの。

【主な交付要件】

- ① 独立・自営就農時の年齢が原則**49歳**以下であること。
- ② 大館市より青年等就農計画の認定（認定新規就農者）を受けること。
- ③ 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。
- ④ 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則**600万円**以下であること。

【交付額】 **165万円/年**（最長3年間）

※交付に当たっては審査委員会での審査（書類・面接）があります。

経営発展支援事業（国事業）

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

【主な対象者】 **49歳**以下で農業経営を開始する認定新規就農者。

【補助率】 都道府県支援分の**2倍**を国が支援（例：国**1/2** 県**1/4** 本人**1/4**）※本人負担分は融資必須

【支援額】 補助対象事業費上限**500万円**（「経営開始資金」の交付者は上限**250万円**）

【対象経費】 機械・施設等の取得、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等のリース等の初期投資的な経費

※交付に当たっては審査委員会での審査（書類・面接）があります。

6 融資支援

青年等就農資金（日本政策金融公庫）

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械、施設の整備等を支援します。

【交付対象者】大館市より青年等就農計画の認定（認定新規就農者）を受けたもの。

【資金の使い道】

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

- ① 施設・機械（農業生産用の施設・機械の他、農産物加工施設や販売施設も対象）
- ② 果樹・家畜等（家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植の他、それぞれの育成費も対象）
- ③ 賃借料などの一括支払い（農地の賃借料や施設・機械のリース代など）※農地の取得費用は対象外

【貸付限度額、利率（年）】3,700万円、無利子

【返済期間】17年以内（うち据置期間5年以内）

【担保・保証人】保証人：原則として個人の場合は不要

【問合せ先】日本政策金融公庫

7 その他支援制度

稼ぐあきたの園芸経営体応援事業（県事業）

稼ぐ園芸経営体応援事業

野菜等の生産性向上・周年農業・就農定着・地域振興に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成します。

【交付対象者】 認定農業者、機械共同利用組合、認定就農者等

【補助対象】

・補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したもの。

【補助限度額・補助率】

税抜事業費の12分の5以内。重点作物及び就農定着は12分の6以内。

（就農定着のうち非農家のみ、12分の8以内）

稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業（県事業）

繁殖雌牛・乳用初妊牛の増頭に対する奨励金、肥育素牛の導入・肉用牛の生産拡大・ICT導入による省力化や効率化・比内地鶏の生産・飼料増産の整備・堆肥散布の整備・新規就農者支援等に必要な経費に助成します。

【交付対象者】 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体、機械共同利用集団、堆肥共同利用集団、認定就農者

【補助対象】

・補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したもの。

・補助対象機械の規模は、秋田県特定高性能機械導入計画に合致したもの。

【補助限度額・補助率】

・素畜導入（外部導入） 222千円〈定額〉 （自家保留） 125千円〈定額〉

（乳用初妊牛） 243千円

・その他就農計画の実現に必要な機械・施設等は12分の5以内 （非農家は12分の8以内）

7 その他支援制度

6 次産業化施設整備緊急支援事業（県事業）

地域資源を活用した 6 次産業化ビジネスを推進するため、機械の導入や施設の整備を支援します。

【交付対象者】

加工品等の製造販売計画、事業の成果目標及び機械・施設の導入計画等を内容とする事業実施計画を作成し、県または関係市町村に提出して、その承認を受けたもの。

【補助対象】

・認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体、ＪＡが行う農林畜産物の加工・流通・販売などの取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費に助成

【補助限度額・補助率】 税抜事業費の 3 分の 1 以内

8 農地確保

農地の確保

農業を始めるには農地が必要ですが、農地を購入することは金銭的や面積要件的に困難な場合が多く、**新規参入の場合は貸し借りにより営農を開始するのが一般的です**。農地が運良く見つかる事もありますが、多くの方は就農開始時期までにいくつか候補地を探し、立地条件（日照、水利、土質、農道等）を勘案してきめていきます。また、農地中間管理機構に借受申請を行うだけでは、希望する条件に合致した農地を確保することは難しく、**知り合いの方や研修先の農家などにも相談し、人の繋がりの中で確保していくことが大切です**。なお、借地で安心して営農を継続するためにも、農地の貸し借りは農業委員会や農地中間管理機構において法律に基づいた手続きを行うことが必要です。

農地の貸借方法

農地の貸借を行う場合には、次の2つの手段があります。

- （1）農業委員会への許可を受ける（農地法第3条）
- （2）農地中間管理機構による貸借（農地中間管理事業）

貸借方法の比較

制度名称	（1）農地法第3条	（2）農地中間管理事業
申請先	大館市農業委員会	大館市農業委員会
対象農地	すべての農地	農業振興地域内の農用地
対象者	農地法第3条の許可要件を満たすかた	地域の農業の担い手となるかた
貸借期間	制限期間なし	原則10年以上
貸借期間満了時の取り扱い	賃貸借：解約の届け出を行わない限り、自動更新 使用貸借：貸借終了（所有者へ権利が戻る）	貸借終了（所有者へ権利が戻る）

9 就農研修のための支援

新規就農者育成総合対策「就農準備資金」（国事業）

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関などにおいて研修を受ける者に対して、就農準備資金を交付します。

【交付対象者】 都道府県が認める研修機関で研修を受け、要件を全て満たすもの。

【主な交付要件】

- ① 就農予定時に**49歳**以下の者で、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること
- ② 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則**600万円**以下であること
- ③ 常勤（週**35時間**以上で継続的に労働するもの）の雇用契約を締結していないこと
- ④ 概ね**1年以上**かつ概ね年間**1,200時間**以上研修を受けること

【交付額】 **165万円/年**（最長**2年間**）

10 研修制度

県認定の研修機関（秋田アグリフロンティア育成研修）

「秋田アグリフロンティア育成研修」とは、新規就農や、新たな部門の開始に必要な農業技術を身につけようとする農業者を対象に、就農に必要な座学講義のほか、県の農業試験場、果樹試験場（天王分場含む）、畜産試験場、かつの果樹センター等において営農に必要な技術や知識を身につける2年間の研修です。

【研修のねらい】

就農にあたって必要な5つの力を育てます。

- ・ ビジネスモデルデザインを描ける力。
- ・ 農業生産を計画・実行できる力。
- ・ 収支・財務管理できる力。
- ・ 販路を開拓できる力。
- ・ ネットワークを構築できる力。

【応募資格】

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ・ 新たに農業を始めようとするもの又は現に農業を営むもので、農業経営における主宰権を持ち農業経営者として自立しようとする意欲が高く、研修終了後の県内就農が確実と見込まれるもの。
- ・ 就農予定時の年齢が原則50歳未満であるもの。

11 相談窓口・情報サイト

◆ 各支援策相談窓口

- ・ 大館市役所 農政課

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地

【TEL】 0186-43-7073 【FAX】 0186-42-8570 【E-mail】 nseisaku@city.odate.lg.jp

- ・ 大館市 農業委員会

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地

【TEL】 0186-43-7129 【FAX】 0186-42-8570 【E-mail】 nogyo@city.odate.lg.jp

- ・ 北秋田地域振興局 農業振興普及課

〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1

【TEL】 0186-62-1835 【FAX】 0186-63-0705

◆ 就農情報サイト

- ・ 大館市ホームページ内

<https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/nogyoseisaku/p10473>

